

4 共同利用施設整備

1 事業の内容

ポット苗供給施設、点滴施肥施設 等（共同利用施設）

2 事業実施主体

市町、農業協同組合、農業公社、土地改良区、農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、その他農業者の組織する団体等



3 事業採択要件

受益農家5戸以上

産地構造改革計画及び経営改革計画が策定され、農林事務所長が受理していること
受益面積は概ね10ha（中山間地域等は5ha）以上

4 補助率

事業費の1/2以内

5 達成すべき成果目標基準

採択は成果目標と現況値からなる「配分基準」等に応じて得られるポイントの高い順。
配分基準は事業内容ごとに設定された中から2つまで選択する。

（配分基準の例）

成果目標：販売単価指数の向上、現況値：販売単価指数の過去3年間の向上程度

成果目標：10a当たり単収の増加、現況値：単収の過去3年間の増加率

成果目標：10a当たり生産コストまたは労働時間の低減、現況値：10a当たり生産コストまたは労働時間の過去3年間の低減率

成果目標：主要品種指数の低減。現況値：直近の主要品種指数の程度

< 問い合わせ先 >

静岡県 農林事務所（課）

電話： - - - 、FAX： - - -

静岡県経済産業部茶業農産課（お茶振興班）

電話：054-221-2684、FAX：054-221-2299

詳細については<問い合わせ先>にお問い合わせください